

鳥獣被害防止対策の 補助金をご活用ください！

令和3年度の実績

利用者件数

個人 …… 4件
 区 …… 4件
 組合 …… 1件
 実施隊 …… 3分隊



サル用電柵



イノシシ用電柵

電気柵購入件数

イノシシ用 6件
 サル用 …… 2件

「被害がなくなった！」
 という声がありました！

令和4年度の補助金について

鳥獣被害低減のため今年度も実施します！

①個人で対策するなら

種類	補助率	上限
電気柵	2/3以内	10万円
防護ネット	1/2以内	5万円
緩衝帯整備	1/2以内 (10a当たり 2万円以内)	5万円
その他有効と認められるもの	1/2以内	5万円

②区や組合で対策するなら

種類	補助率	上限
電気柵 ネット その他	全額	70万円
緩衝帯整備	全額 (10a当たり 2万円以内)	5万円

③実施隊で行うなら

種類	補助率	上限
罾など鳥獣捕獲に係るものの購入	全額	70万円

※購入の際は隊長に申し出てください。

注意点

- 申請前に購入された場合は補助対象外です。
- 令和3年度に上限額までご利用された方でも、再度補助申請が可能です。
(同一場所を除く)



補助金申請から完了までの流れ

ステップ

1

被害現場の確認を
させて下さい。
→農林係に電話
☎82-5230



ステップ

3

1. 交付が決定したら「補助金交付決定通知書」「完了報告書」「請求書」をお送りします。
2. 交付決定通知書を受領後、資材を購入して下さい。
3. 設置する際は設置前写真を忘れずに撮影して下さい。

ステップ

5

補助金交付が確定
しましたら、「補助
金確定通知書」を
お送りします。
届きましたら以上
で完了になります。



ステップ

2

1. 申請書を送ります。
2. 記入されましたら「申請書」「見積書」「設置場所の地図」を提出して下さい。
※区の場合は「管理運用方針」が必要となります。



ステップ

4

設置が完了したら「完了報告書」「請求書」「設置前後の写真」「資材購入に関わる領収書」を提出して下さい。



完了



狩猟免許を取得した際の補助金について

狩猟免許及び銃所持許可等を取得される方や、された方に対しての補助金です。

補助金
対象者

只見町に住所を有し、かつ、町税等の滞納がない方

補助金
取得条件

新規取得者

- ①福島県猟友会南会津支部只見分会に入会
- ②只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊及び只見町鳥獣被害対策実施隊に入隊
- ③隊員として5年間従事



更新者

- ①福島県猟友会南会津支部只見分会に入会
- ②只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊及び只見町鳥獣被害対策実施隊に入隊
- ③隊員として3年間従事



試験を受ける前
にご連絡下さい



補助金を利用される方は、注意事項等ございますので試験を受ける前に農林建設課(☎82-5230)へご連絡下さい。

注意 返還について

補助金の交付決定を受けてから5年間または3年間従事されず除隊される場合、補助金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。